資料５－１

道立自然公園野幌森林公園の公園区域及び公園計画の一部変更について

■　変更の理由

平成３０年に野幌森林公園内に所在する北海道博物館、開拓の村、百年記念塔などの今後のあり方をまとめた「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」が策定され、野幌森林公園の森林地区については、都市近郊に残された世界有数の平地林を原始の面影を残しつつ、適切に保全し、野外の自然に親しむ場として、全ての人が安心して利用できる公園を目指すこととされていることから、今回、この構想の実現に向けた取組の一環として、公園区域の拡張と公園計画の一部変更を行うこととした。

１　公園区域の変更

(1) 変 更 区 域　　札幌市厚別区厚別町下野幌の一部
(2) 区分・面積　　拡張　0.2 ha（変更後公園面積…2,053 ha　変更なし）
(3) 土地所有者　　北海道財務局
(4) 地 種 区 分　　第２種特別地域（集団施設地区）
(5) 変 更 理 由　　公道（市道）に接続する国有地を事業道路として位置づけるため

２　公園計画の変更

(1) 道路（自転車道）
① 路線名　　瑞穂周遊線・・・茶色①
② 起　点　　変更なし：札幌市厚別区厚別東（国道12号・公園境界）
③ 終　点　　変 更 前：札幌市厚別区厚別町小野幌（開拓の村駐車場）
　　変 更 後：　〃　　下野幌（開拓の村・公園境界）

(2) 道路（歩道）
① 路線名　　瑞穂線・・・緑色②
② 起　点　　変 更 前：札幌市厚別区厚別町小野幌（開拓の村駐車場）
　　変 更 後：　〃　　下野幌（開拓の村・公園境界）
③ 終　点　　変更なし：江別市西野幌（瑞穂口園地）

【北海道立自然公園条例（抜粋）】

（指定の解除及び区域の変更）
第４条第１項　知事は、**道立自然公園の**指定を解除し、又はその**区域を変更しようとするときは、**関係市町村及び**審議会の意見を聴かなければならない。**
第２項　前条第２項及び第３項の規定は、道立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（公園計画の廃止及び変更）
第６条第１項　知事は、**公園計画を**廃止し、又は**変更しようとするときは、**関係市町村及び**審議会の意見を聴かなければならない。**
第２項　前条第２項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。